

砥部町総合教育会議傍聴要領

平成27年6月30日

砥部町告示第120号

(趣旨)

第1条 この告示は、砥部町総合教育会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名、その他必要な事項を記入した傍聴申請書(別記様式)を提出しなければならない。

(傍聴の禁止)

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他議長において、傍聴することが不相当と認める者

(傍聴人の制限)

第4条 傍聴席が満員となったときは、傍聴人を制限することができる。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、会議が非公開となったとき又は傍聴人がこの要領に違反し、議長が退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(議長の指示)

第7条 前各条のほか、傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

附 則

この告示は、平成27年7月1日から施行する。